## 新 徳 東洋労働保険協会ニュース

## ☆ マイナンバーカードの利用促進に関する方針

令和1年6月4日、「デジタル・ガバメント閣僚会議(第4回)」において、マイナンバー制度と政府情報システムについて、新たに取り組むべき事項が決定されました。その中で、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定し、マイナンバーカードの健康保険証利用などを含む、次の取組みを進めるとしています。

- 1 自治体ポイントの活用
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用
- 3 マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等
- 4 マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大
- 5 マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
- 6 マイナンバーの利活用の推進

このうち、健康保険証利用については次のような取組みを行うとしています。

「マイナンバーカードの社員証等の各種証明としての活用が促進されるよう、利用手続の簡素化等を実施するとともに、令和2年11月頃より、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化を開始できるよう取組を推進する。」

また、4に関する取組みで人事労務の分野に関係するものには、次のようなものがあります。

- デジタル・ハローワーク・サービスの推進
  - ① ハローワーク・サービスのデジタル化

本年度より、マイナンバーカード保持者の求職者給付の申請時の写真添付を不要とするとともに、教育訓練給付金について、マイナンバーカードによる認証で電子申請が可能であることを周知する。 また、令和2年1月から、ハローワークインターネットサービスに「求職者マイページ」を新設し、ハロー

ワークの職業紹介・職業訓練受講の履歴確認、マイナポータルとの連携などオンラインサービスを順次充実。

② ハローワーク・サービスのデジタル化による長期のキャリア形成支援 令和4年度以降順次、安全衛生関係各種免許、技能講習修了証明書、技能士台帳、ジョブ・カード等のデジタル化を進め、マイナポータルを通じてマイナンバーカードとの連携を図る。

## ■ 納税手続のデジタル化の推進

① e-Tax 等の自動入力情報の拡大

令和2年10月より、年末調整・確定申告手続に必要な情報(保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書、 医療費情報、寄附金受領証明書、収入関係情報等)について、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告 書へ自動入力できる仕組みを開始し、順次入力情報を拡大する。

- ② 確定申告等に関するマイナポータルのお知らせ機能の積極的活用 確定申告等に関する情報や各種説明会の開催案内等について、マイナポータルからの閲覧を可能とする。
- ③ 電子納税証明書の利用拡大 電子納税証明書の交付手段の拡大を図るとともに、金融機関等における電子納税証明書の利用拡大に向け、引き続き、業界団体に対して協力要請等を実施する。
- 建設キャリアアップシステムとの連携

マイナンバーカードでも建設キャリアアップシステムを利用できるよう措置するとともに、登録情報の自動入力等、同システムとマイナポータルとの連携を推進する。

また、建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設労働者の適正就労等を推進する。

■ 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化の推進 健康保険証利用のほか、お薬手帳、ハローワークカード、ジョブ・カード、教員免許状等との一体化等により、 デジタル化を推進するとともに、運転経歴証明書、障害者手帳等、各種カード、書類等についても、マイナンバ ーカードとの一体化等を検討する。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!

労働保険事務組合 東洋労働保険協会 社会保険労務士事務所 トーヨーレイバーコンサルタント

TEL: 03-3221-2444

http://www.toyoweb.com/index.html